

株式会社NTTドコモ

1. 会社概要

- (1) 会社名：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
業種：移動体通信
- (3) 資本金：9,496億7,900万円
(2005年3月31日現在)
従業員数：5,856名
(2005年3月31日現在)
- (4) 主要営業種目
携帯電話サービス (FOMA, mova), パケット通信サービス, 衛星電話サービス, 各サービスの端末機器販売等
- (5) 経営の基本方針
当社は、「新しいコミュニケーション文化の世界を創造する」という企業理念のもと、「FOMA」サービスの普及拡大を基本にコアビジネスの充実強化を図るとともに、お客様の生活やビジネスに役に立つサービスの提供を通じてモバイルマルチメディアを推進していくことで、活力ある豊かな社会の実現に貢献し、お客様から高い信頼と評価を得られるよう、企業価値の最大化を図ることを経営の基本方針としている。
- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置付け、構成および人員

当社の知的財産部は、研究開発部門や事業部門とは独立した本社スタッフ部門として位置付けられ、「①研究開発部門の知的財産業務を行う担当, ②事業部門の知的財産業務を行う担当, ③権利侵害対応等を行う担当, ④標準化技術のライセンス等を行う担当, ⑤知的財産戦略・情報管理等を行う担当」等から構成される。人員は約70名である。

(2) 沿革

当社は、1990年3月「政府措置」における日本電信電話株式会社の「移動体通信業務の分離」方針を踏まえ、1991年8月企画会社の設立後、1992年4月エヌ・ティ・ティ・移動通信網株式会社に商号変更した。その後、2000年4月に、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに商号変更し、現在に至る。当社の知的財産組織は、研究開発部門の一担当として活動を開始したが、業務の増大に対応すべく2000年4月に「知的財産部」が発足した。発足当時は、権利化業務、技術契約業務、ライセンス業務を行う3担当であった(人員は約20名)。その後、研究開発部門、事業部門のニーズに迅速に対応し、研究開発戦略、事業戦略を意識した戦略的な知的財産業務の推進と、侵害対応能力の強化を図る目的から、2004年に現在の新体制に移行した。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の発掘

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

現在、研究開発部門と事業部門の部署毎に、特許出願等の対応や各種の相談・問い合わせを受ける知的財産担当者を決めて、各部門との連携強化に努めている。知的財産担当者は、各部門の方針と戦略を把握し、企画、計画の初期段階から連携を開始することで、アイデアレベルから実用化レベルに至る各段階での「発明の発掘」を心掛けている。また、発明の本質や技術を理解して、質の高い、事業に活用できる強い権利を取得するには、「発明者、知的財産部、特許事務所」の三位一体の協力体制が重要と考え、三者による特許相談会を日常的に実施している。

(2) 標準化戦略

現在、「FOMA」サービスに採用のW-CDMAと呼ばれる世界標準技術は、当社と日欧の携帯電話機器メーカーとの共同開発による技術であり、国内外の複数の無線通信事業者が当社と互換性があるW-CDMA技術を採用している。当社は、移動通信方式の技術標準規格策定に向け、各国の無線通信事業者や携帯電話機器メーカーと相互協力を図っている。そのため、研究開発部門と連携しながら、標準規格に採用される特許を積極的に出願し、権利化を図る体制を強化している。

(3) 知財リスク対策

知的財産部は、研究開発部門と事業部門と連携して、サービス提供前の特許・商標調査の徹底、侵害警告時の社内対応ルールの確立（知的財産部が全社的な窓口となり対応）、第三者による商標等不正使用に対する社内通報ルート等の確立等、知財リスク管理体制を強化している。また、他社との共同開発に伴う技術ノウハウ等の知的資産に関する漏えい防止策も強化している。具体的には、秘密保持契約や特許ノウハウ協定等の基本契約書の締結に関し、契約内容の

相談対応、契約内容のチェック、契約書作成に関する研修等を徹底している。

(4) 社内における知的財産意識の高揚対策

日常的な知財情報の提供のため、2001年に特許・商標等の知財情報を紹介する社内情報誌（月刊誌）を発行し、2003年からは、最新の知財情報をタイムリーに提供する目的で「メールマガジン」に移行した。その他、年数回の受講者レベルに応じた全社的な知財研修会の実施と、ドコモグループ^(注)全体の知的財産意識の高揚を図る目的から、定期的にグループ会社を訪問しての知財研修会を実施している。

(注) 当社の子会社と地域ドコモ8社（北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州）

(5) 職務発明に関する社内制度

当社は、特許法第35条に基づく譲渡対価（補償金）と、発明のインセンティブとしての対価（報奨金）の2種類の対価制度を採用している。補償金は、出願、登録、実施実績確認時の3段階で支給し、実施実績確認時に支給する実施補償金の上限はない。一方、報奨金は、事業に多大に貢献した特許に対し、最高500万円の額を支給している。社内の職務発明規程は、特許法第35条の改正を契機に改定し、2005年4月1日より運用を開始した。特に、実施補償金は、実施実績額に対する発明者への還元率を引き上げる見直しを行った。

4. 今後の課題

今後の課題は、次世代通信における標準化特許取得体制の強化、他社権利の侵害回避活動の強化、ドコモグループ一体の知的財産管理の推進を図ることである。

(原稿受領日 2005年9月14日)